

1 審査会の結論

審査請求人の行政文書の公開請求に係る本件文書（※本件公開請求書の表題は下記のとおり）について、平塚市長（以下「実施機関」という。）が行った行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）は、妥当ではなく、平塚市情報公開条例（平成14年条例第24号。以下「条例」という。）第5条第2号により非公開とした「様式11-2 事業収支計画（損益計算書・資金収支計算書）」中の収支計画（税抜）における（ア）公募対象公園施設の営業収入から（オ）収支差の各表の「項目」の内容及び「金額」は全て公開すべきである。

※龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業の第7回平塚市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会における資料のうちの、見直しプランにおける事業収支計画（様式11-2）と当初プランにおける事業収支計画（様式11-2）

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が実施機関に対して行った本件文書の公開請求について、実施機関が令和7年2月17日付けで行った本件処分を取り消し、非公開になっている箇所の公開を求める、というものである。

3 審査請求に至る経緯

- （1） 審査請求人は、令和6年12月18日に本件文書について、条例第9条第1項の規定に基づき、実施機関に公開請求した。
- （2） 実施機関は、令和7年2月17日付けで本件処分を行い、審査請求人に通知した。
- （3） 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和7年3月21日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書、意見書において主張する内容は、ほぼ以下のとおりである。

- （1） 実施機関は令和6年11月15日に認定済の公募設置等計画を全部公開し公開対象文書として「事業収支計画」（以下、「公開済収支計画」という。）も公開している（※）。

最新かつ実態に近い公開済収支計画は、全部公開されていることから、過去の収支計画を当該民間事業者独自のノウハウと見なすことは困難である。

※今回の審査請求人とは別の市民が、令和6年7月8日に情報公開請求を行い同年11月15日平

塚市指令第739号として公開決定された。

- (2) 本件文書は、認定公募設置等計画の認定前かつ公募対象公園施設設置等予定者が選定済の期間で開催された「第7回平塚市対象公園施設設置等予定者選定委員会」で審議された収支計画書であり、その時点での数字をもって設置等予定者の独自のノウハウを得ることは難しく、選定委員会時点と比較して、現在では物価高騰、建設業の労働環境の変化があることから、当時の収支計画から現在の当該民間事業者の状況をうかがい知ることは困難である。

実施機関は弁明書において「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（令和6年6月3日：民間資金等活用事業推進会議決定）」（以下「ガイドライン」という。）の記載から、本件文書は知的財産にあたるという説明をしている。また、提出された本件文書には独自のノウハウ・知的財産が記載されている可能性がある性質のものであると説明をしている。

しかし、一般的にノウハウとは具体的技術情報を指し、本件文書にノウハウがあるとは言えない。

- (3) 実施機関は、本件文書が公開されることにより、競合他社が同等以上の収支計画を容易に作成できると弁明書で主張するが、前掲の公開済収支計画を参考にすれば競合他社は現行計画以上の収支計画書を作成することができ、これらにノウハウがあるならば、流出していると言える。また、公募設置管理制度を今後別の公園事業で採用するにしても、公園ごとに状況や前提、公募設置設計、要求水準は全く異なり、当該事業の収支計画が公表されても、別の公園事業で本件文書のノウハウが流用される可能性は、極めて低い。

- (4) 実施機関は、ガイドラインや、条例第5条第2号及び第11条第1項の規定から当該民間事業者の情報公開に対する意見を求めており、当該民間事業者からノウハウがある旨の回答を受け取っていることを述べている。そして、その回答をもって実施機関は本件文書には独自のノウハウがあると判断して非公開にしたと説明している。

これは、官民連携を理由に情報公開制度を形がい化させる危ういものである。

条例第7条では、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報（第5条第1号の2に該当するものを除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を公開することができる」と定めているが、それにもかかわらず、実施機関は当該民間事業者が公開に同意しないことをもって非公開を決めたとしか読めない説明をしている。

仮に当該民間事業者が同意しなかったとしても、あるいは非公開にできる内容があったとしても公益性がある場合は実施機関の裁量で公開することができるが、そのような検討をしたとはまったく読み取れない。

5 実施機関の主張

実施機関が、行政文書一部公開決定通知書、弁明書、当審査会の質問による回答書及び実施機

関への意見聴取において主張する内容は、ほぼ以下のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例第5条第2号の「特定の法人の営業や販売活動に関する事項が含まれ、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる」に該当する一部公開決定である。
- (2) 「公開済収支計画」は、市が認定した「公募設置等計画」となっているもので、当該民間事業者と公開について確認が取れていることを考慮し、公開としたものである。本件文書を含め過去の収支計画は、市が認定した計画ではなく、未成熟状態かつ高度なノウハウがあると判断し、非公開としたものである。
- (3) 事業者の応募に際してガイドラインでは、「民間事業者の提案においては、知的財産の保護に留意する必要がある」とされ、「知的財産は、原則として公表しないものとし、公表する場合は当該民間事業者の了承を得た上で行う」としている。また、「知的財産に該当するか否かについては、客観的な一律の基準はなく民間事業者と双方で知的財産に該当する範囲を明確化し、公表について決定することとし、当該事業者の権利その他正当な利益の保護に努める」としている。さらに、「公表に際しては、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある事項は除く」としている。
- (4) 本件処分について、当該情報が記載された資料を作成した者は、市が都市公園法に基づく官民連携事業（Park-PFI）で募集した公園整備事業に応募した当該民間事業者であり、提出された資料には、独自のノウハウ・知的財産が記載されている可能性がある性質のものである。
本件文書を公開すると競合他社によって、同等以上の応募書類を作成することが可能となってしまう。また、条例第5条第2号における非公開要件に該当し、かつ条例第11条第1項の「意見書提出機会付与通知書」による意見聴取を行ったところ公開反対の意見があったため、本件文書には当該民間事業者の独自のノウハウが記載され、公開することにより競争上の地位その他正当な利益を害すると認められると判断し、該当箇所を非公開とした。
- (5) 本件文書を含む提案資料の公開が前提となると、今後、実施機関が実施する官民連携事業等において、優れた能力のある事業者が応募を敬遠するおそれがあり、ひいては市の損失となりかねないと考える。
- (6) 認定した計画を公開することは当該民間事業者と相当協議を重ね、収支が知られることに当該民間事業者は強い懸念があったが、これは市が認定した計画であり、市民の知る権利であることから公開に踏み切った。また、本件文書「当初プラン」にもノウハウが含まれており、保護される権利がある。認定した計画を公開したからといって、それまでの案も公開してよいわけではなくそれぞれ個別で判断していかなければならない。

6 審査会の判断

(1) 本件文書について

以下の事実について、当審査会として確認した。

ア 令和元年8月22日、実施機関は、公募設置等指針を公表した。

イ 同年9月20日までに、4グループから応募登録があった。

ウ 同年12月2日を期限としたところ、4グループから公募設置等計画の提出があった。

エ 令和2年1月22日、「第5回平塚市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、応募事業者によるプレゼンテーション、設置等予定者候補の選定が行われ当該民間事業者である1グループが選定された。

オ 同年3月4日、実施機関は、「湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業審査・選定の結果及び審査講評」を公表した。

カ 令和4年5月27日、実施機関は、塩、風の調査や既存樹木をさらに保全する検討の必要、及び施設配置を見直す必要があるとの判断に基づいて、関係機関協議等を行い見直しプランの作成を行うことを市長記者会見で公表した。

キ 同年7月28日、第6回選定委員会において、事業継続に向けた見直しプランの妥当性について検討された。

ク 同年8月17日、第7回選定委員会において、見直しプランによる事業継続の妥当性について審議のうえ、見直しプランによって事業を継続することが妥当であると判断され、選定委員会の意見として実施機関に報告された。

ケ 本件文書は、第6回選定委員会で検討された見直しプランに含まれていた「事業収支計画」（損益計算書及び資金収支計算書）である。

(2) 条例第5条第2号の解釈について

条例第5条柱書は、「実施機関は、前条の規定による行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、当該行政文書を公開しなければならない」と規定し、行政文書は原則として請求に応じて公開されるが、非公開情報に該当するものは例外的に公開されない、としている。また、条例第5条第2号は、「法人その他の団体（国独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く」と規定し、本市情報公開条例の解釈と運用基準では「競争上の地位その他正当な利益を害する」とは、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等の競争上の地位が具体的に侵害されると認められる場合を意味し、公にすることにより当該法人等の地位等が具体的に侵害されると認められるかは、当該情報の内容、性質を始め法人等の事業内容、行政との関係、その活動に対する憲法上の権利の保護の必要性等を考慮して総合的に判断すべきであるとしている（情報公開ハンドブック第5条第2号【解釈】8参照）。

実施機関は、当該民間事業者側から提出された「行政文書の公開請求に関する意見書」で「コンソーシアム独自のノウハウが含まれ、今後の営業活動上に支障をきたす為。」という回答が得られたことを理由として、条例第5条第2号に該当すると判断し、非公開とした。しかし、単に民間事業者側から上記の回答があったというだけで、諸般の事情の総合的判断に基づくものとはいえず、法人等の「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に当たるとすることはできない、と当審査会は判断する。

(3) 第5条第2号の非公開情報の該当性

当審査会は、第5条第2号の非公開情報の該当性を検討するにあたり、ノウハウについて独自性の要件が満たされることを要するものと考ええる。

本件文書の項目については、様式11-2に記載の項目について、独自のノウハウは認められない。さらに、追加された項目については、独自性が認められる余地はあるが、実施機関に対する意見聴取では、特定項目につき、独自性が認められるとの確証は得られなかった。

収支計画や販売計画等の金額については、設置等予定者の蓄積した経験に基づいて作られているはずで、当該民間事業者の知恵の出どころと推測できる。収支の流れに特徴的なプロセスがあれば、独自のノウハウとして認める余地はあるが、実施機関への意見聴取の結果、そのようなプロセスについて積極的な説明はなく、当審査会では独自のノウハウが含まれることの確証を得るには至らなかった。

これらのことから、当審査会は本件文書中の項目及び金額について、条例第5条第2号に規定する非公開情報には該当しないと判断する。また、審査請求人の主張するとおり、認定済の収支計画が公開されている状況で、収支計画策定までのプロセスにあたる本件文書を、公開したとしても、独自のノウハウが流出するとは考えられないと判断する。

(4) 条例第7条の該当性

審査請求人が主張する条例第7条の該当性に関しては、本件文書の非公開箇所が条例第5条第2号該当を理由として非公開とすべき情報にあらず、重ねて条例第7条該当の成否を検討するに及ばないものと判断する。

(5) 結論

当審査会は、本件文書の「項目」については、実施機関への意見聴取によって、条例第5条第2号により保護すべきノウハウである確証が得られなかったため、非公開情報にはあたらないと判断する。また、本件文書の「金額」については、ノウハウが有る可能性があるが、実施機関への意見聴取によって、条例第5条第2号により保護すべきノウハウである確証が得られなかったため、非公開情報にはあたらないと判断する。本件文書の見直しプラン及び当初プランの各「項目」及び「金額」ごとの条例第5条第2号の適否の詳細は、別表のとおりである。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

※「公開済収支計画」…令和6年1月15日平塚市指令第739号にて情報公開された文書

様式名	項目	条例5条2号で判断する内容	条例6条2号の該当性	審査会の判断	審査会の判断の根拠
当初プラン	(7)公募対象公園施設の営業収入	「区分」の内容	該当なし	公開	「公開済収支計画」の記載項目の差がほとんど無い。 記載前様式に記載済の項目を非公開にする理由が無い。
		令和3年度から9年度 及び19年度から23年度の計画額・合計欄	該当なし	公開	特段に高度なノウハウがあるとは認められない。
		「備考」の内容	該当なし	公開	1件の文言の記載があるが、高度なノウハウがあるとは認められない。
当初プラン	(4)指定管理者の収入	「区分」の内容	該当なし	公開	記載前様式の項目名称と、「公開済収支計画」の項目名称に変更が無い ⇒様式脚注に基づいても非公開にする理由が見当たらない。
		令和3年度から9年度 及び19年度から23年度の計画額・合計欄	該当なし	公開	特段に高度なノウハウがあるとは認められない。
		「備考」の内容	該当なし	公開	記載前様式の項目名称と、「公開済収支計画」の項目名称に変更が無い。 ⇒様式脚注に基づいても非公開にする理由が見当たらない。
当初プラン	(9)公募対象公園施設の営業支出	「区分」の内容	該当なし	公開	記載前様式の項目名称から変更が無い。 一部項目、名称の追加があるが記載済名称の細分化が大半であり、非公開にする理由が見当たらない。
		令和3年度から9年度 及び19年度から23年度の計画額・合計欄	該当なし	公開	特段に高度なノウハウ性があるとは認められない。
		「備考」の内容	該当なし	公開	「公開済収支計画」に記載はないが、本文書には記載あり。⇒高度なノウハウは認められないため、非公開にする理由が見当たらない
当初プラン	(5)指定管理者の支出	「区分」の内容	該当なし	公開	記載前様式の項目名称から変更が無い。 ⇒様式脚注に基づいても非公開にする理由が見当たらない。
		令和3年度から9年度 及び19年度から23年度の計画額・合計欄	該当なし	公開	特段に高度なノウハウがあるとは認められない。
		「備考」の内容	該当なし	公開	記載前様式の項目名称と、「公開済収支計画」の項目名称に変更が無い。 ⇒様式脚注に基づいても非公開にする理由が見当たらない。
当初プラン	(6)収支差	「区分」の内容	該当なし	公開	様式の脚注に「該当しない項目がある場合には、削除しない」及び「新たな項目が必要な場合は、適宜追加」と記載されている。 「公開済収支計画」では5項目の名称が記載されている。
		令和3年度から9年度 及び19年度から23年度の計画額・合計欄	該当なし	公開	特段に高度なノウハウがあるとは認められない。
		「備考」の内容	該当なし	公開	記載前様式の項目名称と、「公開済収支計画」の項目名称に変更が無い。 ⇒様式脚注に基づいても非公開にする理由が見当たらない。

様式名	項目	条例5条2号で判断する内容	条例5条2号の該当性	審査会の判断	審査会の判断の根拠
見直しプラン	(f) 公募対象公園施設の営業収入	「区分」の内容	該当なし	公開	「公開済収支計画」と比較して、項目の増減はあるが高度なノウハウがあるとは認められない。
		令和6年度から12年度及び22年度から26年度の計画額・合計欄	該当なし	公開	特段に高度なノウハウがあるとは認められない。
		「備考」の内容	該当なし		「公開済収支計画」と比較して、項目の増減はあるが高度なノウハウがあるとは認められない。
見直しプラン	(g) 指定管理者の収入	「区分」の内容	該当なし	公開	記載前様式の項目名称と、「公開済収支計画」の項目名称に変更が無い。 ⇒様式脚注に基づいても非公開にする理由が見当たらない。
		令和6年度から12年度及び22年度から26年度の計画額・合計欄	該当なし	公開	特段に高度なノウハウがあるとは認められない。
		「備考」の内容	該当なし		記載前様式の項目名称と、「公開済収支計画」の項目名称に変更が無い。 ⇒様式脚注に基づいても非公開にする理由が見当たらない。
見直しプラン	(h) 公募対象公園施設の営業支出	「区分」の内容	該当なし	公開	記載前様式の項目名称との比較で、多少の増減がある。 ⇒様式脚注に基づいても非公開にする理由が見当たらない。
		令和6年度から12年度及び22年度から26年度の計画額・合計欄	該当なし	公開	特段に高度なノウハウがあるとは認められない。
		「備考」の内容	該当なし	公開	「公開済収支計画」に記載はないが、本文書には記載あり。 ⇒高度なノウハウは認められないため、非公開にする理由が見当たらない。
見直しプラン	(x) 指定管理者の支出	「区分」の内容	該当なし	公開	記載前様式の項目名称から変更が無い。 ⇒様式脚注に基づいても非公開にする理由が見当たらない。
		令和6年度から12年度及び22年度から26年度の計画額・合計欄	該当なし	公開	特段に高度なノウハウがあるとは認められない。
		「備考」の内容	該当なし	公開	「公開済収支計画」に記載はないが、本文書には記載あり。 ⇒高度なノウハウは認められないため、非公開にする理由が見当たらない。
見直しプラン	(e) 収支差	「区分」の内容	該当なし	公開	記載前様式の項目名称から変更が無い。 ⇒様式脚注に基づいても非公開にする理由が見当たらない。
		令和6年度から12年度及び22年度から26年度の計画額・合計欄	該当なし	公開	特段に高度なノウハウがあるとは認められない。
		「備考」の内容	該当なし	公開	記載前様式の項目名称から変更が無い。 ⇒様式脚注に基づいても非公開にする理由が見当たらない。

様式 11-2 事業収支計画 (損益計算書・資金収支計算書)

収支計画 (標準)

(ア) 公営対象公園施設の営業収入

[illegible]

(イ)指定管理者の収入

(イ)指定管理者の収入

(イ)指定管理者の収入		金額(単位:千円)							備考
区分		令和9年度	令和8年度	令和7年度	令和6年度	...	...	令和23年度	合計
期定経費計									
のうち経費に要する指定管理料									
イベント収入									
駐車場収入									
その他									
合計 (B)									

(9) 公園対策公園施設の設置支出

(9) 公算対象公園施設の営業支出

[illegible]

(x) 指し管理者の支出

(x) 借入管理者の支出

[illegible]

(才) 假支差

(才) 假支器

[illegible]

・該当しない項目がある場合には、削除せず空欄のままでしてください。

*新たな項目が必要な場合は、適宜追加してください。

*支出において(ウ)と(エ)に分別不可の費用は、(ウ)に計上してください。

※A3版1ページ以内

7 審査会の経過

別紙1「審査会の経過」のとおりである。

令和8年7月29日

平塚市情報公開審査会

会長 内藤 悟

委員 内山 安夫

委員 兒玉 秀行

委員 吉増 泰實

委員 足立 治朗

別紙 審査会の経過

年月日	会議名	審査会の経過
令和7年3月21日		審査請求
令和7年4月14日		諮問実施機関が弁明書を受理
令和7年4月23日		審査会が諮問書を受理
令和7年4月30日		審査請求人に弁明書の写しの送付及び意見書の提出を依頼
令和7年5月23日	第152回情報公開審査会	意見書までの報告、審議
令和7年6月25日	第153回情報公開審査会	審議
令和7年8月 5日	第154回情報公開審査会	審議
令和7年10月22日	第155回情報公開審査会	審議
令和7年12月19日	第156回情報公開審査会	審議、答申案の作成
令和8年3月5日	第157回情報公開審査会	審議、答申案の作成
令和8年4月21日	第158回情報公開審査会	審議、答申案の作成
令和8年6月26日	第159回情報公開審査会	審議、答申案の作成
令和8年7月29日	第160回情報公開審査会	答申